

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和二年十一月二日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和二年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
年末一時金の支給額及び人員の配置及び労働時間についての要求に関する件
- 三 日時
令和二年十一月二日以降、問題解決に至るまでの期間、連日又は短時間行う
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場
- 五 概要
同盟罷業及び怠業を含むあらゆる争議行為を行う

別表

労働組合名	執行委員長名	組合員が従事する職場	所在地
全済生会労働組合 合東部地区本部 川口病院支部	小原 明	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五―一 一―五
		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院健診センター	埼玉県川口市西川口五―一 一―五